

令和6年1月29日

当院への訪問希望者各位

京都市立病院 事務局総務担当

075-311-5311

訪問許可システム（「MONITARO」）の導入について

平素は、医薬品・医療機器情報提供をはじめ、当院の運営に係り、日頃からご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当院への訪問につきましては、令和2年2月27日から、院内感染防止のため、各社担当者様の訪問については、薬剤科も含めて原則中止としています。また、今後の製薬・医療関連企業活動に係る訪問受入れにつきましても、原則禁止とさせていただきます。

ただし、当院側から情報交換等を目的とした訪問をお願いしたときは可能です。

その場合、令和6年2月から導入予定の「MONITARO」により、入退館手続きを行ってください。

1 「MONITARO」の利用方法

訪問対象	手続内容	方法
薬剤師	訪問の予約・入退館時の手続き	MONITAROアプリ
医師 他	訪問の予約	電話・メール等
	入館時の手続き	MONITAROアプリ

2 入退館時の手続方法

(1) 製薬会社の方

(入館時)

手続場所	手続方法
警備室（北館1階入口）	MONITAROアプリチェックイン⇒入館許可証を受領

(退館時)

手続場所	手続方法
警備室（北館1階入口）	MONITAROアプリチェックアウト⇒入館許可証を返却

(2) 診療材料及び医療機器取扱業者の方

(入館時)

手続場所	手続方法
地下1階業務用EV側	MONITAROアプリチェックイン

(退館時)

手続場所	手続方法
警備室（北館1階入	MONITAROアプリチェックアウト

(ご注意) 当院への訪問については、MONITAROへの登録が完了済みの方が対象です。